

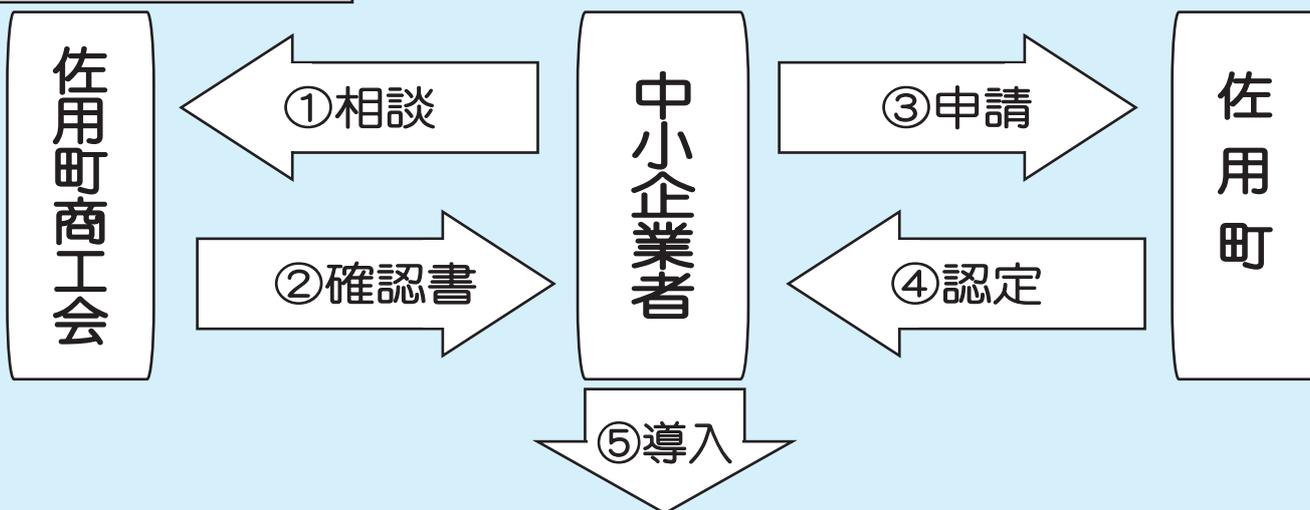
# 《生産性向上特別措置法》固定資産税減免特別措置

## 中小企業の設備投資を応援します!

「生産性向上特別措置法」の施行により佐用町では、認定企業の設備投資を支援します。

### 新規取得設備の固定資産税が最大3年間非課税

#### 導入までの流れ



- ①相談：商工会が先端設備導入計画策定を支援します
- ②確認書：支援結果を踏まえて商工会が確認書を発行します
- ③申請：申請書類を佐用町商工観光課へ提出します
- ④認定：佐用町が計画を審査し認定の可否を決定します
- ⑤導入：設備導入の契約等は、認定後行ってください

#### ※対象者は・・・

資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く）

#### ※先端設備導入計画とは・・・

年率3%以上の労働生産性の向上を見込む必要が有ります  
対象設備の導入が必要です

#### ※対象設備とは・・・

商品の生産若しくは販売又は役務の提供のように供する設備であって、生産性向上に資する指標が旧モデル比で平均1%以上向上する下記設備で  
**工業会等の発行する証明書**が必要となります

【減価償却資産の種類（最低取得価格／販売開始時期）】

- ◆機械装置（160万円以上／10年以内）
- ◆測定工具及び検査工具（30万円以上／5年以内）
- ◆器具備品（30万円以上／6年以内）
- ◆建物付属設備【償却資産として課税されるものに限る】（60万円以上／14年以内）

本制度についてのご相談は・・・

# 佐用町商工会

TEL 0790-82-2218

\* 導入計画実行にあたり  
保証協会の追加保証!  
\* ものづくり補助金や  
持続化補助金に加点!

